

会議名 (審議会等名)	第1回川西市水道事業経営審議会		
事務局 (担当課)	水道局	総務課	内線(3632)
開催日時	20年12月4日(金) 18時00分～20時00分		
開催場所	川西市役所4階庁議室		
出席者	委員	藤井 秀樹、木本 圭一、吉田 忠彦、草野 真樹 秋田 修一、戸根 恵子、中村 清秀、松坂 久美子、山崎 素八子	
	その他		
	事務局	西水道事業管理者、田崎局長、小谷口次長、坂本次長、富永次長、辻総務課長、溝上営業課長、田中工務課長、今中浄水課長、畠中工務課主幹、横田工務課主幹、肥爪工務課課長補佐、岡本総務課課長補佐、増田総務課主査、薄波主任、安東主事	
傍聴の可否	可・不可・一部不可	傍聴者数	—
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1 開会 2 委嘱状交付 3 市長あいさつ 4 委員の紹介 5 事務局の紹介 6 川西市水道事業経営審議会規則の説明 7 会長及び副会長の選出 8 会長及び副会長のあいさつ 9 諮問 10 会議公開制度について 11 議事 (1) 川西市水道ビジョン(素案)の概要について (2) 今後の審議会の運営方法について (3) 次期開催日時について 12 閉会		
会議結果	別紙審議経過のとおり。		

審 議 経 過

1. 開会
 2. 委嘱状交付
 3. 市長あいさつ
 4. 委員の紹介
 5. 事務局の紹介
 6. 川西市水道事業経営審議会規則の説明
 7. 会長及び副会長の選出
藤井委員を会長に、木本委員を副会長に選出
 8. 会長及び副会長のあいさつ
 9. 諮問
 10. 会議公開制度について
 11. 議事
 - (1)川西市水道ビジョン（素案）の概要について
（事務局より資料及びパワーポイントにより説明）
- 第1章「川西市水道ビジョン」の策定にあたって
1. 策定の趣旨 2. 位置付け・計画期間
- 第2章「川西市水道事業の概要」
1. 川西市の概況 2. 川西市水道事業の沿革
- 第3章「現状と課題」
1. 水需要の動向 2. 水源 3. 給水区域 4. 浄水施設 5. 送配水施設
 6. 水道水質 7. 給水装置 8. 危機管理 9. 事業経営 10. 広報等
 11. 環境
- 第4章「目指す水道の姿」
1. 基本理念
 2. 基本目標
 - (1)安心して飲める水道水
 - 1)水質監視の強化 2)水質管理の充実 3)直結給水方式の拡大 4)貯水槽水道の管理の適正化 5)鉛製給水管の更新
 - (2)安定した給水の確保
 - 1)基幹施設の更新 2)基幹管路の更新 3)緊急時用連絡管の布設
 - (3)運営基盤の強化
 - 1)事業運営の効率化 2)運営管理の効率化 3)広域化の取組み 4)需要者サービスの向上 5)広報及び広聴活動の充実
 - (4)環境への思いやり
 - 1)省エネルギー対策 2)水資源の有効利用 3)廃棄物のリサイクル
- 第5章「目標達成のための施策」
- 第6章「推進体制」
- 1.実施体制 2.計画のフォローアップ
- 経営の状況
- 《会長》ただ今の説明に対してご質問、ご意見等はございませんか。
- 《委員》12ページの水質検査結果で、どの項目で厳しい数値が出たかをご説明ください。
- 《事務局》水道局では、自己分析及び委託分析で数多くの項目を分析しております。水質としては、原水が川の水であるため、どうしても有機物が多くなるため、残留塩素が少し高くなっています。
- 《委員》人口が増えていくことによる影響はありますか。
- 《事務局》計画人口185,000人での施設整備計画および水源をもっていますので、十分、本市の水道の施設能力でまかなえると考えています。
- 《委員》34ページの「運営基盤の強化」で、未利用施設の売却を視野に入れた有効活用の検討と書かれていますが、未利用の遊休施設や土地などの資産がどの程度ありますか。
- 《事務局》現在の遊休資産は、旧官舎、旧滝山浄水場などです。旧滝山浄水場については、遊休資産になっていますが、実際は第5期拡張事業における一施設の拠点という位置づけがされ

ていますので、今の段階で売却することはできませんが、将来的に何らかの形でそれを活かしていくことはできるのではないかと考えています。

《委員》職員数をかなり減らされて、その年齢も高齢化していますが、今後の見通しはどうか。

《事務局》現在、技術職員の6割が50歳以上という状況で、若い職員への技術継承が今後の大きな課題となっています。これについては、再任用制度を活用しながら対応していきたいと考えています。

《委員》川西市の水道ビジョンを作成するにあたっては、厚生労働省の水道ビジョンとして5つの施策目標である「安心・安定・持続・環境・国際」をふまえているのですか。

《事務局》本市の水道ビジョンにおきまして、その5項目のうち、「国際」だけは割愛させていただきました。これは、小規模事業体では国際貢献という部分は難しいためです。

《委員》8ページの「送配水施設」について、配水池の滞留能力の基準はどれくらいですか。

《事務局》厚労省の基準は12時間ですが、市内配水池ではこれを下回る施設はありません。

《委員》24ページの財務状況で、平成18年度と19年度の比較において、平成18年度の流動比率、当座比率が小さくなっているのは何か原因等あるのでしょうか。

《事務局》流動比率は、現金預金を基準に算出しており、この18年度におきましては、年度末に一般会計への短期貸付を行っていたしましたので、流動比率が低くなっています。

《委員》12ページの水質管理の部分で、水質検査については県からの受水、久代の井戸水のどちらも水道局が検査されているということですか。

《事務局》そのとおりです。

《委員》13ページの、給水装置のところ、直結給水方式と受水槽方式を比較した場合どういう違いがありますか。

《事務局》川西の場合、配水池を高いところに配置して、水が自然に落ちて行く力を利用してご家庭に供給させていただいていますので、そのエネルギーの大きさが、給水可能な建物の高さということになり、それは地点によって差があります。そのためこの不公平感をなくすために集合住宅では受水槽を設けるという基準を定めています。現状は、配水管の状態から判断して、水道局の配水管に直接影響があるような大規模なマンションを建築される場合は受水槽を設置していただきます。この受水槽というのは、自然圧で地上のタンクでためた水を電氣的なポンプ設備によって階上へ送るシステムなので、一般的な直圧給水のご家庭と比べると、電気代等、加圧設備分のコストが高くなります。

《委員》それを直圧給水にできるだけ拡大していくということですか。

《事務局》そうです。まず戸建ての3階から許可の拡大を行い、平成13年には、9戸未満の集合住宅のうちで、配水管の性能調査の結果、認められる範囲は直圧給水可能としました。それから平成20年4月からは、地点による水圧差を補完するために直結増圧による給水を認めています。

《委員》14ページと15ページの給水装置のところ、鉛管の給水管が現在51%残存しているということですが、将来的にはこの数値を低くされるのですか。また、水質基準上はどうですか。

《事務局》残存している鉛給水管を全部更新するためには約50億円の費用が必要ですので、20年程度の計画で最終的には0%という目標を持っています。

水質基準では、鉛の水質基準である0.01mg/L以下ですので、問題はないのですが、やはり健康に関することですので、給水管は法律上は各ご家庭の所有財産ですが、水道局の費用をもって更新していきたいという考えです。

《委員》鉛管を使っているのは年代の古い地域ですか。

《事務局》建築時に一番安価で施工性のよい材料を使用しますので、各団地が開発された39年から50年前後までは鉛給水管が多く使用されました。そして現在約30,000件残っています。これを逐次改良していく計画です。

《委員》この審議会でのビジョンをどのように検討するのですか。川西市の総合計画後期基本計画や次期中期経営計画などとの整合性を考えるのでしょうか、また数値目標との整合性も盛り込んでいくのでしょうか。

《事務局》事務局としては、この素案について委員の皆さまにご意見をいただき、それをどのような形で将来像の中に活かしていくかを文言的に盛り込みたいと考えています。総合計画で数値目標をあげて具体的に書かれている部分については、総合計画の下に進行していきます。今回、9

年間という長期のビジョンを作っていますが、4年後の次期審議会で検証を行い、見直す部分があればそれをビジョンの中に網羅していきたいという考えです。

《会長》水道事業におきましては、日常生活に不可欠な水を、安全かつ安定的に供給するというのが基本的な理念であり、常に追求されなければならない目標となります。本日の事務局の説明にもありましたように、災害対策等、目に見えないところでの取り組みもずいぶんございます。水道事業におけるこれらの取り組みの成否を評価されるのは、最終的には川西市の使用者の皆様ですから、皆様にはできるだけ多くのご意見を頂戴したいと思っております。

(2) 今後の審議会の運営方法について

《会長》続きまして第2番目の議題について、事務局の方から説明いただけますでしょうか。

《事務局》事務局といたしまして、今後の運営方法についてご提案申し上げます。委員9名の皆様が多忙の中で、全ての会議を全体会議で開催することは、非常に難しいと思われまます。審議会規則により、部会を置くことができますので、まず、部会において、学識経験者の委員さんによって、専門的に分析・審議検討して、方向付けをしていただきました後に、第2回目の全体会議を開催し、その意向を受けて、再度部会でご検討願ひ、その結果を全体会議でご報告いただき、第3回目の全体会議で最終ご審議願ひ、という方法で運営していただければ、と考えております。

《会長》ただいまの、事務局の提案に対して、ご意見等ございませんでしょうか。

それでは、審議会規則第7条第1項に基づき、部会を設置することとし、同第2項により、学識経験者4名で構成し、審議を進めることで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

《会長》ご異議がないようですので、次の議題に移らせていただきます。

第3番目の「次期開催日時について」を議題といたします。

次期開催日時につきましては、第2回審議会を来年1月20日(火)に開催したいと思ひますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

《会長》それでは、来年1月20日(火)の午後6時から第2回審議会を開催しますので、委員の皆様さま方よろしくお願ひします。

その他、何かあればご発言願ひたいと思ひます。

(発言等なし)

《会長》それでは、本日は以上で閉会いたします。皆さまどうもありがとうございました。

